

次の事項は、皆さんが応急危険度判定を行う上で、必要な内容になりますので、
 お送りした資料をあらかじめ参照の上、確認をお願いします。

※建築士会使用欄

問 番号	内 容	いずれかに、 ○を記入してください		セルフチェックの内容	詳細な内容を 記載している 資料のページ
		左の内容について			
		理解済	理解未了		
		①	②		
【確認項目 A】応急危険度判定総論・判定制度編					
問 1	応急危険度判定の目的は、大規模な地震の発生直後、余震などによる「建物の倒壊」や「外壁や窓ガラスなどの落下の危険性」について応急的に調査し、「当面の使用可否」を判定するとともに、その結果を所有者等に「情報提供」するものである。			所有者等に情報提供することで、直接的な効果として、余震による二次災害の防止を図るものです。 副次的な効果として、被災者への安心などを促したり、避難生活からの早期復帰を目的としています。	総論・応急危険度判定制度について (制度編) 5頁
		問2へ	右の内容を読む。		
問 2	応急危険度判定において、原則として、全ての被災建築物を対象としており、地震発生後、できるだけ早い時期に実施する。			余震等による被災建築物の倒壊から住民の安全を確保するため実施されるものであり、原則として、全ての被災建築物を対象とする必要があります。ただし、被災建築物が膨大な量にのぼり、被災後短期間に判定活動に従事できる応急危険度判定士が十分確保できない場合には、被災建築物の階数、用途、立地条件等を勘案し、早期に安全を確保する必要性の高い建築物に判定対象を限定することができます。 判定開始時期については、被災建築物の余震等による二次災害の発生を防止することを目的としていることから、地震発生後、できるだけ速やかに行う必要があります。	総論・応急危険度判定制度について (制度編) 7・8頁
		問3へ	右の内容を読む。		
問 3	判定結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階に分け、このような3色の判定ステッカーを見えやすい場所に貼ることで、建物の所有者や周辺の方々等に周知することができる。			赤のステッカーは、「危険」と判断し、「建物への立ち入りを禁止する」ものです。 黄色のステッカーは、「要注意」と判断し、「建物を使用する際には注意を必要とする」ものです。 緑のステッカーは、「調査済」として、「使用は可能とする」ものです。	総論・応急危険度判定制度について (制度編) 7・8頁
		問4へ	右の内容を読む。		
問 4	被災建築物の応急危険度判定は、行政機関による一時的な情報提供である。			短期間に膨大な量の被災建築物の危険性について判定を行い、当該建築物の所有者等にその情報を伝えることにより、余震による被災建築物の倒壊などから人命に関わる二次災害の発生を防止することを目的とした、行政機関による一時的な情報提供です。	総論・応急危険度判定制度について (制度編) 8頁
		問5へ	右の内容を読む。		
問 5	判定活動に際しては必要な資機材として、行政機関が用意するものと、判定士ご自身が用意し現地に持参するものがある。			行政機関が用意するものは、判定用住宅地図、判定調査表、判定ステッカー、腕章、デジタル傾斜計、クラックスケール、クリップボード、ガムテープ、サインペンなどで、判定士自身が用意するものは、応急危険度判定士認定証、応急危険度判定マニュアル、筆記用具、コンベックス、懐中電灯、水筒、防寒着、雨具、リック、ヘルメットその他判定作業に必要と思われる物です。	総論・応急危険度判定制度について (制度編) 9頁
		問6へ	右の内容を読む。		

問 番 号	内 容	いずれかに、 ○を記入してください		セルフチェックの内容	詳細な内容を 記載している 資料のページ
		左の内容について			
		理解済	理解未了		
		①	②		
【確認項目 B】応急危険度判定技術編(木造建築物)					
問 6	調査において、工法が 特定できない場合は、 「在来工法」とする。			工法が特定できない場合は、「在来構法」とし ます。プレファブ工法や枠組壁工法、社寺等の 伝統工法の場合は、工法上の差異を考慮して 調査判定を行います。	応急危険度判定基準 について(技術編) 5頁
		問7へ	右の内容 を読む。		
問 7	基礎の被害について は、基礎の被害状況や 土台との接合状況など を総合的に観察して判 定する。			基礎の被害状況や土台との接合状況などを 総合的に観察して判定します。 Aランク:ヘアクラック程度 Bランク:モルタルの剥離など基礎の部分的な 破壊の場合 Cランク:ひび割れが多数発生し損傷が著しい 場合、土台との接合が著しく損傷し ている場合	応急危険度判定基準 について(技術編) 6頁
		問8へ	右の内容 を読む。		
問 8	調査において、判定時 の傾斜は小さいが、内 外装の損傷状況により、 地震時の建築物の傾斜 が大きかったと予測され る場合には、この点を考 慮して判定する。			調査時の傾斜が小さいが、内外装の損傷状 況により、地震時の建築物の傾斜が大きかった と予測される場合には、この点を考慮して判定 します。 Bランク:建具にゆがみ、またはガラスにひび 割れがある場合 Cランク:建具が外れたり、ガラスが割れ落ち ている場合	応急危険度判定基準 について(技術編) 6頁
		問9へ	右の内容 を読む。		
問 9	調査において、壁の被 害は、外壁か内壁で被 害の大きい方を判定し、 外観調査のみの場合は 外壁とする。			外壁か内壁で被害の大きい方を判定し、外観 調査のみの場合は外壁とします。 Aランク:ひび割れがない、あるいはわずかな ひびわれがある Bランク:仕上材に大きな亀裂や破壊、剥落等 の破損がみられる Cランク:壁全体に渡って大きな亀裂や破壊、 剥落等が見られ、躯体損傷が明瞭	応急危険度判定基準 について(技術編) 6頁
		問10へ	右の内容 を読む。		
問 10	調査において、腐食等 により土台や1階の柱な どの断面が欠損してい るかどうかが判定する。			北海道では、壁体内の結露により腐朽する例 が多く見られるので注意を要します。 外装材等により目視できない場合は省略す ることができます。	応急危険度判定基準 について(技術編) 7頁
		問11へ	右の内容 を読む。		

問 い 番 号	内 容	いずれかに、 ○を記入してください		セルフチェックの内容	詳細な内容を 記載している 資料のページ
		左の内容について			
		理解済	理解未了		
		①	②		
【確認項目 C】 応急危険度判定技術編(鉄骨造・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物)					
問 11	鉄骨造建築物の調査において、「建築物全体又は一部の傾斜」の項目では、傾斜を生じた上の階数が1階以下と2階以上の建築物とに区別して判定する。			傾斜を生じた上の階数が1階以下と2階以上の建築物とに区別して判定します。傾斜の度合いは、柱又は壁の鉛直報告の高さに対する水平変位量で表します。調査判定時の傾斜は小さいが、内外装の損傷状況により、地震時の建築物の傾斜が大きかったと予測される場合には、この点を被害ランクに反映させます。	応急危険度判定基準 について(技術編) 10頁
		問12へ	右の内容を読む。		
問 12	鉄骨造建築物の調査において、「筋違の破断率」の項目では、被害の大きい階の筋違の破断本数を目視でチェックし、その階の全筋違に対する、破断筋違の割合を計算する。			× 形筋違いの1本が破断した場合は破断数1対とし、その破断数で算定します。 天井筋違等の水平筋違は調査外とします。	応急危険度判定基準 について(技術編) 11頁
		問13へ	右の内容を読む。		
問 13	鉄骨造建築物の調査において、「柱梁接合部及び継手の破壊」の項目では、「柱と梁の仕口」、「梁の継手接合部」の破壊状況について、ボルトの破断、接合部のクラック、継手あるいは全体破断を目視できる範囲で調査する。			被害が発生した接合部の数をチェックし、その階の全接合部に対する割合によって判定します。 破断の割合が20%以下の場合でも、梁端部が1ヶ所でも完全に破断している場合はCランクと判定します。	応急危険度判定基準 について(技術編) 11頁
		問14へ	右の内容を読む。		
問 14	鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の調査において、「損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無」の項目で、最も被害の大きい階に着目して判定する。			特に短柱やスパンの飛んだ箇所の柱被害について判定します。 梁の被害が柱より大きい場合には、その梁が接する両側の柱の損傷度を梁の損傷度に読み替えて判定します。	応急危険度判定基準 について(技術編) 12頁
		問15へ	右の内容を読む。		
問 15	鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の調査において、「柱の被害」の項目で、判定結果が「調査済」となるような場合には、調査率が50%以上となるように調査する。			調査率は「調査階における調査した柱の本数(壁の長さ)」を「調査階における柱の総本数(壁の総長さ)」で割った率になります。 壁式構造の場合は「柱の本数」を「壁の長さ」に読みかえて調査・記入を行います。 ブロック造の場合は壁式構造と同じく、「柱の本数」を「壁の長さ」に読みかえて調査・記入を行います。	応急危険度判定基準 について(技術編) 15頁
		終了	右の内容を読む。		